

## 警察犬運用要綱の制定について

〔昭 48.5.10 警察庁丙鑑発第 7 号 刑事局長から局課長、参事官、警大長  
研究所長、皇宮本部長、管区長、総監、府県本部長あて〕

このたび、「警察犬運用要綱の制定について」(昭和 48 年 5 月 10 日付け、警察庁乙刑発第 3 号)により、警察における警察犬制度を推進することとなった。

皇宮警察および各都道府県(方面)警察においては、下記の事項に留意のうえ、警察犬の効果的な運用を図られたい。

## 記

### 第 1 制定の趣旨

警察における警察犬の運用形態の多くは、囑託警察犬制度によっているが、この制度では、常時迅速な出動を期待することができないこと、爆発物、麻薬類等に関する事件については訓練ができないこと、銃器等を使用する事件については、危険防止上出動要請が好ましくないこと等その運用には限界がある。

そこで、このたび皇宮警察および各都道府県(方面)警察に直轄警察犬制度を確立し、あわせて囑託警察犬制度についても明文化して、その効果的な運用を図るため、この要綱が制定されたものである。

### 第 2 運用上の留意事項

#### 1 直轄警察犬および必要な施設等の設備について(要綱第 2 関係)

皇宮警察本部長、警視総監、道府県警察本部長および方面本部長(以下「警察本部長等」という。)に対し、直轄警察犬および犬舎その他必要な施設等の整備に努めることを規定したものである。

警察本部長等は、直轄警察犬および犬舎その他必要な施設等の整備に努めるとともに、直轄警察犬の特性を勘案して、その適正な管理運用を行なうこと。

#### 2 警察犬の囑託について(要綱第 3 関係)

(1) 警察犬の囑託にあたっては、警察犬の性格、能力等をじゅうぶん調査し、当該警察犬が犯罪捜査等のための出動に必要な適格性を有しているか否かを審査すること。

(2) 警察犬の囑託にあたって、その所有者等との間に、出動時の連絡に関すること以外であらかじめ定めておく事項は、囑託警察犬が出動する事件等の範囲、囑託期間、囑託警察犬の借上げに要する費用、囑託警察犬の訓練に関すること等である。

なお、すでに囑託している警察犬について、要綱第 3 の 2 に規定する事項を定めていない場合には、すみやかに所有者等と協議し、これらの事項を定めること。

(3) 囑託警察犬の運用にあたっては、警察犬の所有者等と良好な関係を樹立し、積極的な協力体制の確立に努めること。

#### 3 運用責任者について(要綱第 4 関係)

(1) 運用責任者については、皇宮警察本部にあつては警備第二課長を、警視庁、道府県警察本部および方面本部にあつては鑑識課長をそれぞれ指定すること。

(2) 運用責任者は、直轄警察犬の運用のほか、囑託警察犬の運用についてもその責めに任ずることとされたので、囑託警察犬の所有者等と緊密な連絡をとり、囑託警察犬の積極的な出動に配慮すること。

(3) 運用責任者は、所属の職員の中から直轄警察犬の担当者を指定し、直轄警察犬の飼育、訓練および出動に従事させること。

担当者については、警察犬に対して熱意をもっており、かつ、比較的長期にわたり継続して勤務することが可能な職員を指定すること。

(4) 運用責任者は、担当者の技能を向上させるため、訓練、講習等必要な教養がじゅうぶんに行なわれるよう配慮すること。

#### 4 訓練について（要綱第5関係）

(1) 服従訓練、嗅覚訓練および警戒訓練の細目は、別表に定める「直轄警察犬訓練基準」のとおりとする。

(2) 訓練の要領は、警察庁刑事局鑑識課長が別に定める。

#### 5 出動について（要綱第6関係）

(1) 運用責任者は、出動要請があった場合は、警察署長等と緊密な連絡をとり、直轄警察犬および囑託警察犬の効果的な出動を図るよう留意すること。

「警察署長等」とは、警察署長のほか、皇宮警察本部護衛署長、捜査本部長、捜査主務課長、機動捜査隊長等をいう。

(2) 運用責任者は、事件、事故等を認知した場合において急を要すると認めたときは、警察署長等の出動要請を待つことなく、積極的に直轄警察犬を出動させ、または囑託警察犬を出動させるための措置をとるよう配慮すること。

#### 6 簿冊の備付けについて（要綱第7関係）

(1) 運用責任者は、直轄警察犬および囑託警察犬について、「犬籍カード」（別記様式）を作成し、その写しを警察庁刑事局鑑識課長および管区警察局公安（保安）部長（北海道警察および警視庁を除く。）にそれぞれ1部送付すること。

(2) 運用責任者は、前記(1)の「犬籍カード」のほか、日誌、出動結果記録簿その他必要な簿冊を備え付け、直轄警察犬および囑託警察犬の管理運用の状況を明らかにしておくこと。

#### 7 報告について（要綱第8関係）

警察本部長等は、警察犬の運用に関し顕著な功績または特異もしくは重大な事故があったときは、すみやかに、警察庁長官および管区警察局長に事案発生の日時および場所、事案の概要ならびに警察犬名を報告すること。

### 第3 その他

1 直轄警察犬および犬舎その他必要な物品については、物品管理関係に関する法令その他の規定の定めるところにより、その適正な管理を行なうこと。

2 警察法第60条第1項の規定に基づき、担当者および直轄警察犬の派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行なうこと。

(1) 派遣要請を必要とする理由

(2) 派遣を希望する担当者および直轄警察犬の数

(3) 派遣を希望する日時および期間

(4) その他必要な事項

3 運用責任者は、警察職員に対し、警察犬の活用に必要な教養を積極的に実施すること。

- 4 直轄警察犬の管理運用にあたっては、狂犬病予防に関する法令、地方公共団体の飼犬に関する条例等を遵守すること。

別表（昭和50年5月12日付警察庁丙鑑発第6号により改正）

直轄警察犬訓練基準

訓練種目	細目
服従訓練	1 停座 2 脚側行進 3 待て 4 立て 5 伏 <small>ふく</small> 臥 <small>が</small> 6 招呼 7 休止 8 物品持来 9 障害飛越 10 前進及び方向変換 11 咆 <small>ほう</small> 哮 <small>こう</small> 12 環境馴致 <small>じゅんち</small>
嗅覚訓練	1 足跡追及 2 地域搜索 3 物品選別
警戒訓練	1 对人警戒 2 物品監守 3 攻撃 4 禁足咆 <small>ほうこう</small> 哮 5 凶器奪取 6 犯人護送

別記様式

犬 籍 カ ー ド

犬 名				登 録 番 号	
犬 種		性 別	牡	牝	毛 色
					毛 種
生 年 月 日		平成 年 月 日			
担 当 者 ( 嘱託訓練犬にあつては訓練者 )	所 属 ( 訓練所名 )	( 電話番号 )			
	氏 名	( 階級 ) 年 月 日生			
元 所 有 者 ( 嘱託訓練犬にあつては現所有者 )	住 所				
	氏 名	年 月 日生			
配 置 ( 嘱 託 ) 年 月 日		平成 年 月 日			
親 犬		経 歴			
父 犬	犬 名 登録番号 訓練資格 種犬認定 毛 色				
母 犬	犬 名 登録番号 訓練資格 種犬認定 毛 色				